

「自治体システム等標準化検討会」

第13回議事概要

日 時：令和4年6月10日（金）

場 所：書面開催

出席者（敬称略）：

（座長）

庄司 昌彦 武蔵大学社会学部教授

（分科会長）

後藤 省二 株式会社地域情報化研究所代表取締役社長

（構成員）

西海 貴俊 神戸市行財政局住民課システム担当係長

木野内 誠 筑西市企画部情報政策課課長補佐

岡田 寿史 前橋市未来創造部情報政策課課長

千葉 大右 船橋市 デジタル行政推進課 課長補佐

摩尼 真 町田市総務部情報システム課担当課長

坪田 充博 日野市企画部情報政策課長

森 圭子 藤沢市 市民自治部市民窓口センター長補佐

大竹 芳弘 三条市総務部情報管理課課長補佐

金泉 嘉昭 出雲崎町町民課長

片桐 康則 飯田市 市民協働環境部市民課課長補佐

鎌田 英希 倉敷市企画財政局企画財政部副参事兼情報政策室長

津留 薫 久留米市市民文化部市民課課長補佐

能沢 英志 神奈川県町村情報システム共同事業組合 事務局副主幹

藤井 敏久 京都府町村会 理事兼企画振興課長

西川 亨 全国知事会調査第一部長

百武 和宏 全国市長会行政部長

小出 太郎 全国町村会行政部長

樋口 浩司 地方公共団体情報システム機構住民基本台帳ネットワークシステム全国センター長

佐藤 勝己 地方公共団体情報システム機構 ICT イノベーションセンター副センター長

吉田 稔 地方公共団体情報システム機構 被災者支援システム全国サポートセンター長

吉本 明平 一般財団法人全国地域情報化推進協会企画部担当部長

前田 みゆき デジタル庁プロジェクトマネージャー

三木 浩平 総務省デジタル統括アドバイザー

吉川 浩民	総務省自治行政局長
三橋 一彦	総務省自治行政局行政課長
中西 則文	総務省自治行政局行政課 理事官
長谷川 孝	総務省自治行政局住民制度課長
田中 良斉	総務省自治行政局マイナンバー制度支援室長
池田 敬之	総務省自治行政局デジタル基盤推進室長
羽田 翔	総務省自治行政局デジタル基盤推進室理事官
植田 昌也	総務省自治行政局市町村課長
小牧兼太郎	総務省自治行政局地域情報化企画室長
細美 和彦	総務省自治行政局地域情報化企画室課長補佐
金澤 直樹	総務省情報流通行政局地域通信振興課長
梅村 研	総務省サイバーセキュリティ統括官付参事官（総括担当）
（準構成員）	
日名子 大輔	株式会社 RKKCS 企画開発本部企画部長
上田 公子	Gcom ホールディングス株式会社第 1 製品開発部長
新谷 則之	株式会社 TKC ユーザ・インターフェイス設計部 住民情報・福祉情報システムグループ課長
西澤 那智	株式会社電算公共開発本部公共ソリューション 1 部主任
藤野 正則	日本電気株式会社 社会公共ソリューション開発部門プロフェッショナル
青木 弘明	株式会社日立システムズ 公共・社会事業グループ公共情報サービス第一事業部第一開発本部主任技師
大村 周久	富士通 Japan 株式会社行政ソリューション開発本部住民情報ソリューション事業部 第一ソリューション部長

【議事】

1. 住民記録システム標準仕様書【第 3.0 版】案について
2. 印鑑登録システム標準仕様書【第 2.0 版】案について
3. 戸籍附票システム標準仕様書【第 1.0 版】案について

【概要】

1. 住民記録システム標準仕様書【第 3.0 版】案について
 - データ要件・連携要件に関する記述について、データ要件・連携要件が未確定の現状ではやむないが、最終的には具体的にデータ要件・連携要件のどの部分かまで（どのドキュメントのどの項目など）指定する記述になることが望ましいと考える。一部「基本データリスト」などの記述が見られるが、そのどの項目といったあたりまでのクロスリファレンスとなっていることが望ましい。

→横並び方針等も踏まえ、データ要件・連携要件が確定した段階で、記載方法については再度検討していきたい。また、連携要件と機能要件の相互参照については、避けるべきであると考えているため、デジタル庁へ意見を出して参りたい。

○EUC 機能については共通機能側の規定になるような動きも見受けられるので調整いただきたい。

→EUC 機能については、デジタル庁が作成している共通機能、横並び方針を踏まえる必要があると認識している。今後共通機能が公開された際に、機能要件に盛り込んでいくことを想定している。

○改訂内容について、「背景」に改訂の経緯が書かれているが、改訂については別章にまとめて時系列に記述されている方がわかりやすいと考える。今後法改正についての改訂なども入ってくるため、尚更そうではないか。また、改訂内容が一覧確認できる改訂履歴が必要。特に準拠要件への影響を伴う改訂については明確になっている必要がある。開発済みの準拠 PKG に対する影響分析が可能なレベルで明示されることが望ましい。

→機能要件等については、デジタル庁の横並び方針により、3.0 版とする際に Excel 化する予定。その際に、改訂理由等の記載方法についても検討できればと考えている。改訂履歴の記載に関しても今後検討できればと考えている。

○今回の修正点ではないが、「5.8 文字溢れ対応」の【実装すべき機能】に『システムから出力される証明書等の出力項目に文字溢れが発生した場合は、文字の大きさを調整するなどして、文字超過とならないようすること。なお、文字数が多くやむをえず文字溢れが生じる場合や、未登録外字が含まれる場合は、アラートを表示して注意喚起する・・・』との記載があるが、これに関連して以下の2点をご教示いただきたい。

- ①「証明書等」が対象とされているが、具体的には通知書等も含め、住民や他市区町村等の外部へ提示する帳票のすべてが対象という理解で良いか。
- ②極力文字溢れが発生しないよう文字サイズを調整する考慮が必要だが、やむをえず文字溢れをする際の判断基準は何か。「第4章 様式・帳票要件」の記載緒元の「最小フォントサイズ（ポイント）」まで縮小しても文字溢れする場合はやむをえず文字溢れとする場合に該当するとした場合、「最小フォントサイズ（ポイント）」が記載されていない箇所について、明記していただく必要があると考えている。

→①ご認識のとおり。

- ②前提として、縮小対応する項目について、最小フォントサイズが記載され

てる(縮小対応してはいけない項目は、最小フォントサイズが設定されていない。)。そのうえで、最小フォントサイズが記載されていない項目については、文字溢れが発生した場合は、縮小対応せず文字溢れ対応とする考え方となる(最小フォントサイズが記載されている項目は、縮小したうえで、それでも文字溢れが発生する場合は文字溢れ対応とする想定。)

○資料1 P.5 「#3世帯主の氏名のフリガナの追加」について、「※世帯主の氏名のフリガナについては、必要性等を改めて検討したうえで、仕様書より削除する可能性があります。」とあるため再整理されるところと認識した。他業務における世帯主の氏名のフリガナの使用状況が重要なポイントになりそうだが、住民票へ世帯主の氏名のフリガナの出力は行わない事や、多重管理になる事から、削除する方向に賛成する。

→他業務の状況も踏まえつつ、引き続き検討を進めていきたい。

○世帯主の氏名のフリガナについて、管理する必要性はないと考える。「世帯主の氏名のフリガナについて他システムへの連携を見越して」とあるが、それは住民本人から見て、同一世帯番号内にいる続柄：世帯主の住民のフリガナがあれば、他システムでも要件は達成できる。住民票の法七条四項の「世帯主の氏名」のフリガナではないと考える。

→上記意見と合わせて検討を進めていきたい。

2. 印鑑登録システム標準仕様書【第2.0版】案について

○資料4 「1.3.5. 印鑑登録証データの管理 ・有効期限切れの住基カード」「5.5. 有効期限切れの住基カードの利用」について、【実装してもしなくてもよい機能】に「有効期限切れの」と付与は不要ではないかと考える。この記載だと、読み方によっては有効期限内の住基カードの利用は【実装すべき機能】とも読みとれてしまう。有効期限切れの如何に関わらず、住基カードを印鑑登録識別カードとして使用する団体はごく少数であるため、住基カードのまま【実装してもしなくてもよい機能】でよいのではないかと、という意見である。

→住基カードそのものは【実装すべき機能】に記載がないので、有効期限内の住基カードが【実装すべき機能】とはならないと認識している。

3. 戸籍附票システム標準仕様書【第1.0版】案について

○戸籍附票標準仕様書のEUC機能について、ぜひ可能な限り、附票のすべての項目をEUC可能な状態にしていきたい。多くの自治体では戸籍と戸籍附票を同一ベンダーで使用しており、戸籍標準仕様書で詳しく定められないため、戸籍附票もまともにEUCができない状態になっている。

→法務省との協議の結果、戸籍附票システム標準仕様書の「10.1 EUC 機能ほか」において、戸籍附票システムで扱うデータに限ってEUC 機能で扱うことを可能としている。

以上